

認知症対応型共同生活介護事業所

(認知症高齢者グループホーム)

公募の手引

◆◆令和9年度整備分◆◆

令和8年6月

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

(TEL011-211-2972)

目 次

募集の内容	P1
整備予定事業者の選定	P2
応募基準	P4
第1次評価表	P8
第2次評価表	P10
応募の留意事項	P11
参考資料	
本市のグループホーム整備状況について	P13
事業者指定及び介護報酬等に関する主な関係法令等	P14
（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業指定基準	P15
公募申請書及び事業計画書作成要領	P21
様式等記載要領	P22

募集の内容

1 整備の基本方針

令和8年5月1日現在、札幌市内には認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）が273事業所あります。これは、政令指定都市の中でも極めて整備が進んでいる状況です。

一方、現状の入居率は約94.2%（令和8年5月1日現在）とほぼ飽和状態にあること、今後ますます要介護認定者数の増加が見込まれること等を勘案し、認知症高齢者の方々が要介護等の状態になっても、できる限り住み慣れた地域等での生活を続けられるよう支援するため次の方針でグループホームの整備を進めることといたしました。

本市では、認知症高齢者の生活の安定と尊厳のある豊かな暮らしを守ります。また、その家族の介護負担の軽減などを図るために、質の高いグループホームの設置・運営が求められています。ついては、手厚い介護が必要な利用者や医療ニーズの高い利用者であっても、その人らしく安心して暮らし続けられるグループホームの整備を重点的に進めます。

また、運営実績・ノウハウを持つ既存事業所の定員増による整備を進めることにより、単独ユニットで夜勤体制に不安を抱えている事業所等の環境整備を整え、定員数の確保及び地域の支援体制の拡充に努めます。

2 整備区域

市内全区（市街化区域）

※選定委員会による評価の結果により選定しない区、または1区2事業者以上選定することがあります。

3 整備区分（種類）及び整備定員（予定）

(1) 新規開設（既存事業所が移転して定員増する場合も含む）

60人程度

(2) 定員増（ユニット増を伴わない場合も可）

若干名

※既存事業者の廃止状況等により整備定員数が増減する可能性があります。

※新規開設、定員増ともに総定員は24人以下とすること。

※新規開設、定員増とも総ユニット数は2～4ユニットとすること。

（1ユニットでの新規開設は夜間体制や安定的な運営体制等を勘案し、募集していません。）

（サテライト型グループホームは募集していません。）

※1ユニットの入居定員は5人以上9人以下とすること。

※既存事業者が現所在から移転して定員増を行う場合には、新規開設区分にて選定評価を実施します。（選定区分に疑義がある場合はお問合せください）

4 応募スケジュール

令和9年度に札幌市内でグループホームの新規開設または定員増を希望する法人は、本手引に記載の受付期間内に所定の「応募意思表明書」、「公募申請書及び事業計画関係書類」（以下「事業計画書」という。）を提出してください。

応募の受付	応募意思表明書の提出 (本申請には応募意思表明書の提出が必須)	令和8年7月1日(水) ～令和8年7月31日(金)
	公募に関する 質問受付期限 (FAXまたはEメール)	令和8年7月31日(金)
	事業計画書の提出 (本申請)	令和8年9月9日(水) ～令和8年9月15日(火)
第1次審査 (書類審査)		令和8年11月中旬(予定)
第2次審査 (ヒアリング等)		令和8年12月中旬(予定)
整備予定事業者の決定・通知		令和8年12月下旬(予定)

※ヒアリングの日時・場所は決定し次第、札幌市介護保険課ホームページの本手引掲載ページでお知らせします。

※スケジュールに変更があった場合は、札幌市介護保険課ホームページの本手引掲載ページでお知らせします。

※応募の取下書提出期日は令和8年9月15日(火)までとします。

整備予定事業者の選定

1 整備予定事業者の選定方法

新規開設（既存のグループホームが移転して定員増する場合も含む）については、事業計画書に基づく第1次審査（書類審査）とヒアリング等による第2次審査（面接審査）で整備予定事業者を選定します。審査に当たっては、複数の有識者等の民間外部委員を含む選定委員会を設置し、公平性、透明性を確保します。

定員増の応募については、第2次審査を行わず、第1次審査のみで評価を実施します。

(1) 第1次審査（新規開設・定員増共通）

本手引8～9ページの評価項目に基づいて審査を行い、評価上位の法人が第2次審査に進みます。

(2) 第2次審査（新規開設のみ）

第2次審査は、本手引10ページの評価項目に基づいて、ヒアリングを行います。出席者は代表者（法人役員であれば、代表者の代理の者でも可）及び管理者（予定の者）の2名に限ります。

(3) 整備予定事業者の選定（決定）

整備区分ごとに、評価点の合計の上位の順から、整備予定事業者を決定します。

なお、評価点の満点の50%を標準点とし、評価点が標準点未満かつ選考委員会が不適当と判断した法人は、整備予定事業者として選定されません。

※整備予定事業者の選定後、希望する事業者には評価順位を開示します。

2 事業者指定及び事業開始

整備予定事業者に選定された法人は、下表の期間内に、整備種類に応じた手続きを取る必要があります。（特別な理由がなく、この期間内に事業を開始できない場合は、整備予定事業者としての資格は取消しとなります。）

整備区分	手続区分	整備事業開始期間	留意点
新規開設	新規申請	令和9年4月から 令和10年3月までの 各月1日	・各指定日の3か月前の末日までに事前協議 ・各指定日の2か月前の末日までに指定申請書を提出
定員増	変更届	令和9年4月1日 から 令和10年3月31日 まで	・変更日の1ヶ月前までに事前協議 ・定員増から10日以内に 変更届出書を提出

※注意※

事業開始時点より、申請した定員数どおりに全ユニットを開業する必要があります。

特に新規開設の場合は、申請期日までに全ユニットの人員基準を満たすよう、職員確保にご留意願います。

応募基準

以下の各要件をすべて満たすことを応募の条件とし、応募基準を満たしていない場合は応募自体を無効とする。

■事業所開設者（法人）に関するもの

大項目	中項目	着眼点	提出書類
共通事項	「介護保険法」及び「札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に定める欠格条項に該当しないこと。	介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項の各号、札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第3条及び第4条第3項に該当しないこと。	誓約書（様式2-3）
	札幌市内で有料老人ホームを運営している場合、老人福祉法に基づく届出を行っていること。	下記札幌市ホームページに掲載されている未届有料老人ホームの運営法人ではないこと。 （ http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k100citizen/k-131juushotitokurei.html ） ※既に未届有料老人ホームを運営している法人については、事業計画書の提出（本申請）までに、必要書類を添付し、届出を行っていること。	
	事業開始	整備年度中に事業（定員増の場合は定員増後の事業）を開始できること。	
	代表者	代表者は、①特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症のある者の介護に従事した経験、②保健医療サービス又は福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験、のいずれかを有していること。	代表者経歴書（様式2-2）
	過去の公募選定後の辞退取消し等に基づく応募停止等	これまでに本市グループホームの公募で選定された事業者（事業予定者を含む。また、その役員及び役員就任予定者を含む。）のうち、下記①～④に該当しないこと。 ①選定を辞退した場合、辞退した日から3年以内である ②選定された事業所を廃止した場合、廃止した日から3年以内である ③選定された事業所を休止している	

		④その他、本市グループホーム公募案件で正当な理由なく事業計画内容が履行されていない等、不適切な事象が認められた場合 ※①～③は令和6年6月以降の事案に限ります。 ※②～④については、併設事業所を含みます。 ※①については、事業者の責めに帰すべき事由によるものではない場合を除きます。	
既設法人の場合	経営状況	財務状況が健全であること。具体的には、直近の決算書において債務超過（貸借対照表の負債が資産を上回っている状態）ではないことが確認できることを原則とする。ただし、財務状況が健全である親会社等により、事業を長期間継続して安定的に運営できることの確約が得られる場合は、例外的に要件を満たすものとする。	・財務諸表【親会社等の支援を受ける場合】 ・親会社等の財務諸表 ・親会社等の理事会等の議事録など、支援の確約について確認できる書類
	適正な事業運営等が行われていること。	法人が運営する事業所に対し、介護保険法及び老人福祉法に基づく指導・監査が行われた場合、指摘、指導事項を改善していること。 また、重大な運営基準等の違反がないこと。 札幌市に対し、介護給付費等返還債務がある場合は、誠実に履行していること。（「誠実に」とは、返還債務を履行すべき時点から継続して遅滞なく履行していることをいう。）	・実地指導（検査）結果通知及び改善報告書 ・介護保険法に基づく介護保険指定事業者の指定の取消又は効力停止の通知（指令書）
	市税の未納（滞納）がないこと。	法人及び法人の代表者に本市の市税の未納（滞納）がないこと。	納税証明書（指名願）
新設法人の場合	法人を設立すること。	応募書類提出までに法人設立登記が完了していること。	登記事項証明書
	市税の未納（滞納）がないこと。	法人の代表者に本市の市税の未納（滞納）がないこと。	納税証明書（指名願）

■事業所の指定基準等に関するもの

大項目	中項目	着眼点	提出書類
指定基準	介護予防認知症対応型共同生活介護を一体的に行うこと。	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の指定を併せて受けること。	
	人員・運営・設備の各基準を満たすこと。	「札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に定める各基準に適合すること。	従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式4-2） 建築図面

■事業所整備の確実性に関するもの

大項目	中項目	着眼点	提出書類
資金計画	資金の確保が確実であること	事業所整備の資金確保が確実であること。 また、整備事業に係る運転資金は年間事業費の12分の3以上の資金を確実に確保できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金計画（様式2-4） ・ 収支計画（様式2-5） ・ 法人資産等の概要（様式2-6） ・ 預金残高証明書
	償還計画及び収支計画が適正であること	償還計画を含めた収支計画が適正であること。	
土地・建物	開設予定地は市街化区域であること。	市街化調整区域及び都市計画区域外での開設は不可（法令や計画などにより特別に建設の許可が下りた場合を除く）。また、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域であること。	<ul style="list-style-type: none"> 土地・建物の概要（様式3） 予定地現況写真（様式3-2） 周辺現況写真（様式3-2） 開設予定地付近図（1/2500） 【自己所有済】 ・ 登記簿 【購入予定の場合】 ・ 登記簿 ・ 売買予約契約書等の写し
	土地・建物が確保できること。	土地・建物は、申請法人による所有又は賃借等により確保されている又は確保できることが確実であることが、契約書等（自己資金での購入であれば法人口座の残高証明書等）により客観的に確認できること。 借家の場合は、10年以上の借上が可能であること。	
	土地利用が、各種法令等に適合すること。	グループホーム予定地の土地利用が、用途地域や各種土地利用規制等、関係法令に適合すること。また、このことについて、応募法人において事前に関係機関に照会のうえ、確認済みであること。 【土地の利用規制等はこちらを参考にしてください。】 ○札幌市地図情報サービス 都市計画情報やその他の土地利用規制等の情報を取得することができます。 http://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web_gis/web_gis.html	

		○都市計画・土地利用に関する問合せ先一覧 http://www.city.sapporo.jp/keikaku/shiryou/toiawase/ なお、開発許可申請、建築確認申請等の具体的な法的手続きは、事前協議の終了後に行ってください。	・預金残高証明書(購入時に自己資金を含む場合) 【賃借予定の場合】 ・登記簿 ・賃貸借予約契約書等の写し 【既存建物の場合】 ・建築基準法に基づく検査済証及び消防法に基づく消防用設備等検査済証
	建物・設備は、各種法令等に適合すること。	建築基準法、消防法等の関係法令に適合すること。(既存建築物については、アスベスト使用の有無を確認のうえ、法令に基づき適切な措置を講じていること。)	
地域との関係	地域住民に対する説明が十分なされていること。	地域住民(実際に近隣に居住している住民のほか、自治会や町内会などの組織についても)に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること。	【町内会説明・個別訪問の場合】 ・様式3-4(説明資料添付) 【説明会開催】 ・様式3-4(説明資料添付) ・議事録
協力医療機関等	協力医療機関等の確保が確実であること。	予定している協力医療機関・協力歯科医療機関・協力施設が確保できることが確実であること。	・協力医療機関合意書等
その他	事業所整備における支障がないこと。	上記の他、事業所整備にあたり支障がないこと。	

第1次評価表

第1次審査は、事業計画書に基づき行います。基本的に計画書全体が評価対象ですが、特に着目する点は、以下のとおりです。

項 目	評価の視点（主なもの）
介護事業所の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス種別ごとの事業所数、運営期間からみた運営実績の評価 ・認知症高齢者グループホームの運営実績による評価 ・地域密着型サービスの運営実績による評価 ・定員増申請事業所の運営上の課題及びそれに対する解決策（*） <p>（*）整備区分が「定員増」の場合のみ</p>
利用者への情報提供、地域へ開かれた運営	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が必要な情報を容易に収集できるような情報提供の方策 ・地域に開かれた事業所運営の方策
職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の勤務形態はどうか。 ・計画作成担当者の勤務形態はどうか。 ・介護従業者の常勤換算による配置は、「札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」の基準と比較してどうか。 ・夜勤職員の配置はどうか。
職員の育成・職場環境	<ul style="list-style-type: none"> ・介護従業者の給与面での待遇はどうか。 ・ハラスメントについて、具体的な方策を講じているか。 ・休暇をとりやすい職場体制となっているか。 ・介護従業者が働きやすい職場環境づくりのために、どのような取組みを行うか。 ・業界全体の人材確保及び人材育成の観点から、未経験者の配置や研修を充実させるなど、どのような取組みを行うか。
敷金・家賃等設定	<ul style="list-style-type: none"> ・敷金の設定の有無。 ・家賃等利用料金の設定は妥当か。 ・低所得者への配慮はあるか。
利用者の尊厳の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・人権や尊厳の保護について、研修等の環境を整えているか。 ・身体拘束廃止、高齢者虐待防止等について、具体的な方策を講じているか。
虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止及び虐待（疑い含む）事案発生時の具体的な方策。
苦情・要望へ取組	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情、要望の解決に対する具体的な方策 ・苦情、要望をサービス向上に活かすための具体的な方策
事故予防・事故再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・事故予防、再発防止に対する具体的な方策 ・事故発生時の対応方法
衛生管理等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防、再発防止に対する具体的な方策 ・感染症や食中毒等の発生時の対応方法 ・新型コロナウイルス感染症に対する具体的な方策
非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・火災、地震などの非常災害時に備えた具体的な方策（ハード面、ソフト面） ・開設予定地の立地を踏まえた水害発生時の具体的な避難方法

個人情報保護対策	・個人情報保護に対する具体的な方策
法人財務の健全性	・法人の財務状況
地域住民の理解と連携	・事前周知状況 ・事業所整備への理解と開設後の協力体制についての取組状況
設置場所	・既存事業所との距離 ・設置区のグループホーム整備率
立地の特徴	・事故や災害の危険性 ・公共交通機関の利便性 ・周辺の商業・公共施設等の状況 ・用途地域の状況
事業所の構造、環境への配慮等	・他事業所との併設の状況 ・火災に耐えうる構造 ・省エネ、節電等の環境配慮 ・設備の配置、バリアフリー、廊下幅、手すり等の状況 ・工事発注先及び備品等購入先の選定
設備面での特徴	・居室の面積、収納スペースの有無 ・ナースコールの設置等 ・トイレの数及び車いす利用者への配慮 ・居間・食堂の面積、家具の配置、採光、冷暖房設備等 ・従業者用の休憩室の有無 ・ICT設備の導入の有無
質の高い事業所運営	<p>質の高いサービス提供に関する総合評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者一人ひとりのニーズにそった個別ケアが提供しやすい少人数ユニットでの運営 <ul style="list-style-type: none"> 例) 6人定員×4ユニット 定員24人の事業所 6人+9人+9人定員 定員24人の事業所 6人定員×3ユニット 定員18人の事業所 行動・心理症状(BPSD)への対応が必要な方や医療依存度の高い要介護者についても受入可能な人員体制等を整備（障がい高齢者の日常生活自立度の程度が重い方や若年性認知症の方の対応を含む） 協力医療機関の状況等 業務管理が適切かつ効率的になされているか その他、認知症高齢者に適した、質の高いサービスの提供

第2次評価表（新規開設のみ）

項 目	評価の視点（主なもの）
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募等の理由、法人の経営理念、事業所運営の基本方針等についてのプレゼンテーション内容
事業計画の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画が事業所の継続的な運営に向けて堅実であるか ・ 利用者が落ち着いて過ごすための環境について（土地・建物の概要（様式3） ・ 介護従業者等の配置計画（様式4）・利用者ケア（様式5） ・ 地域との繋がり方について
事業者提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所のハード・ソフト両面における特徴や質の高いサービスについて ・ 申請事業者独自の提案について

応募・留意事項

1 応募の留意事項

- (1) 本手引及び整備関係Q&A集の内容を確認し、応募書類等の準備を提出期限までに行ってください。期限を過ぎた応募書類等は受理しません。
- (2) 1法人が応募できるのは、募集全区域で1事業所までです。
- (3) 本手引4～7ページの応募基準をすべて満たすことが応募の要件です。
- (4) 応募意思表明書は来庁による持参又は郵送・電子メールにて受付します（令和8年7月31日（金）12時00分必着）。（FAXは不可）
- (5) 応募意思表明書を提出された事業者については令和8年8月4日（火）から9月14日（月）までの間に応募基準、評価基準、指定基準、提出書類の記載方法等に関する事前協議を受付けます。提出書類の不備を指摘する場ではないこと、書類全てをチェックすることはできないこと、質問の内容によっては回答できない場合もあることをあらかじめご了承ください。なお、1回30分以内としますが複数回活用していただくことも可能です。
※必ず事前に予約をした上でご来庁ください。
- (6) 応募後に応募基準に違反することが判明した場合や、事業計画書に虚偽又は重大な過失があることが判明した場合は、その時点で応募自体が無効となります。
- (7) 選定委員及び本市の職員に対して選定評価に係る働きかけが行われた、また、市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合、応募が無効（選定後は取消）になる可能性があります。（関係者を通じたものを含みます）また、事業計画書の提出後は本公募に関わる問合せには応じかねます。
- (8) 応募に伴い提出された書類は返却しません。取下、辞退の場合も同様です。
- (9) 応募基準は応募の要件であるだけでなく、応募後及び選定後においても満たす必要があります。応募基準を満たさなくなった場合は、整備予定事業者としての資格が取消されることがあります。
- (10) 応募及び選定結果に伴い発生する一切の費用（損害を含む。）について、札幌市は負担しません。(6)(7)による無効の場合、(7)(9)による取消の場合も同様です。
- (11) 応募の取下、辞退については以下の取扱いとします。
 - ア 応募意思表明書の提出後
事業計画書の提出を取り止める場合は、法人名・法人代表の記載のある取下書を提出してください。（任意様式）
※期限までに提出がなく、翌年度公募にて応募があった場合、評価に影響を及ぼすこととなります。
 - イ 事業計画書の提出後
 - (ア) 選定前までの取下について
書類の提出期限後、整備予定事業者の選定前に、やむを得ない事由等で取下する場合は、法人名・法人代表の記載のある取下書を提出してください。（任意様式）
 - (イ) 選定後の辞退について
整備予定事業者として選定された後の辞退は、本市の行政計画全体に大きな支障をきたしますので、その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

- (12) 整備予定事業者としての「権利、義務及び事業計画」等の一切の権限を、他の法人に譲渡することはできません。同一のグループ法人や関連法人等のいかなる関係の法人であっても同様です。
- (13) 選定後の事業計画の変更は原則認めません。この場合は、事業計画の実施が困難とみなし、選定を取消とします。この取消に伴い損害、費用負担等が発生しても、札幌市は一切の補償等はいたしません。
- (14) 選定された事業者は開設後についても事業計画に沿った運営が求められます。事業の変更（サテライト化等）や廃止は原則想定しておりませんので、個別具体的な事案は札幌市介護保険課にご相談ください。

2 事業に係る補助金

令和7年度整備分においては、認知症高齢者グループホーム開設準備経費に対する補助金を活用して「1,036千円×利用定員」の補助金を各整備事業所へ交付しました。

令和9年度整備分の補助金については、令和7年度整備分同様、認知症高齢者グループホームの開設準備経費のほか、新規開設の認知症高齢者グループホームに**併設して整備される（看護）小規模多機能型居宅介護の開設準備経費についても補助金を交付予定**です。

加えて、令和9年度整備分より、建物整備に対する補助金についても交付を予定しております。

現時点での建物整備に対する補助金の上限額は、新築の場合は1施設41,500千円、空き家を活用した場合は1施設11,000千円となっています。

※「空き家を活用」とは空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）することを指します。

ただし、どちらの補助金についても国や北海道、本市において予算の成立等がなされた場合に限り交付可能であり、補助金を交付できない可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

※ **申請書の予算計画にあたり補助金の活用を考えている場合は、認知症高齢者グループホームについては24,864千円（1,036千円×定員24人）、（看護）小規模多機能型居宅介護については9,324千円（1,036千円×宿泊定員9人）を上限に各事業者で計画する定員数を基に補助金を見込んでください。**

3 提出・問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課（札幌市役所本庁舎3階）

担当：松田・菅野（TEL:011-211-2972 FAX:011-218-5117）

（メール：jigyo.shido@city.sapporo.jp）

本市のグループホーム整備状況について

各区整備率

区名	事業所数	定員 (A)	要介護等 認定者数 (B)	整備率 A/B	整備率 順位
中央区	20	384	11,062	3.47%	10
北区	43	699	14,342	4.87%	5
東区	35	627	13,163	4.76%	7
白石区	31	576	10,671	5.39%	2
厚別区	18	313	6,902	4.53%	8
豊平区	28	526	10,450	5.03%	3
清田区	17	285	5,786	4.92%	4
南区	31	495	8,531	5.80%	1
西区	28	474	10,476	4.52%	9
手稲区	22	375	7,789	4.81%	6
合計	273	4,754	99,172		

※事業所数及び定員数 (A) は、令和8年5月1日時点のもの。

※要介護等認定者数 (B) は、令和8年2月1日時点のもの
(要支援1認定者数を除いたもの)